



大監公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年12月23日

大崎上島町監査委員 澤田 武義

大崎上島町監査委員 浜田 幸造

第1

1 監査の対象

総務課、企画課、税務課、住民課、福祉課、保健衛生課、建設課、地域経営課、
下水道課、教育委員会教育課、会計課、議会事務局

2 監査の実施日

令和6年11月11日から11月18日まで

3 実施した監査手続き

監査の実施にあたっては、大崎上島町監査基準に準拠し、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの各課等の予算の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

各課等から、あらかじめ提出を求めた監査資料により事前審査を行い、課長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問等を行うなど実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は総体としては、適正に執行されているものと認められる。

第3 意見、勧告の内容

意見及び勧告は、記載すべき事項はない。